



適格消費者団体 認定特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ CSNIニュース

石川県金沢市
北寺町へ 9-3
発行人:橋本明夫
第 9 号
2025 年 10 月 1 日

地方消費者行政強化交付金の存続・恒久的財政支援を求める

理事 専門部会委員、消費生活相談員ユニオン石川 執行委員長 新屋 康夫

広がる地方消費者行政強化の声

消費生活相談員の人件費などに 10 分の 10 の補助率で活用されてきた地方消費者行政強化交付金が、2025 年度に多くの自治体で終了する問題を巡り、交付金の存続を求める声があふれています。

熊本県議会は 3 月 19 日、「恒久的な財源措置」と「新たな財源措置」を求める意見書を、衆参両院議長、石破茂首相、伊東良孝消費者相に提出。制度の検討に当たっては、既に活用期限を終えた自治体に十分配慮することも併せて求め、国民生活の安定の基礎を担つて地方消費者行政を安定的に推進させるためには、「国による継続した財源措置が不可欠」としています。

また、先般実施された参議院選挙の各党マニュフェストの中でも、「地方への財政支援の充実・強化」「自治体への恒久的財政支援」など、与党・野党の立場を超えて地方消費者行政の強化を取り上げています。各党、微妙な違いはあるものの、①国が消費生活相談員の人件費に活用できる新たな制度の創設を含む「恒久的な財源措置」を行うこと。②消費者教育・啓発、高齢者等の消費者被害防止、高度で専門的な消費者問題対応等、自治体が地方消費者行政強化交付金推進事業分を活用して行ってきた取り組みが後退・衰退することがないよう、国が「新たな財源措置」を行うこと。の 2 項目について強調されています。

深刻な消費生活相談員不足

現在、地方では深刻な消費生活相談員不足の状態に陥っています。①消費生活相談員は定期昇給の無い会計年度任用職員がほとんどで、

更新回数制限（雇い止め）の比率が、



2018 年度の 13.3% から 2024 年度は 34.7% に上昇。

②消費生活相談員は高度の専門性と経験の蓄積が不可欠なのに、待遇の改善がなければ人材確保が困難。③相談員を募集しても応募がなく、欠員を生じている消費生活センターが各地で発生している。などの背景があります。

こうした深刻な状況を踏まえ、私が代表をしている消費生活相談員ユニオン石川は全国の消費生活相談員とともに、6 月 12 日消費者庁に対して、消費者行政を強化していくためには、消費生活相談員の確保と雇用の安定、待遇改善が不可欠であることから、交付金措置の延長と合わせて、①自治体が地方公務員法に則り、正規職員として任用するよう各自治体に要請すること。②消費生活相談員の職務と能力に見合った待遇とするよう各自治体に要請し続けること。③任用回数に制限を設けないこと。また、再度の任用においては、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証による任用とすること。などの要請書を提出し交渉してきました。

前述の熊本県の意見書では、「この問題は、自治体だけの問題ではなく、消費者庁は地方支分局を持たないため、地方消費者行政の後退や衰退は、国民生活の安定が脅かされることにつながる」と指摘しています。まったく同感です。

CSNI も他団体とともに要望書を提出

「消費者行政に対する財政措置（交付金等）の継続・拡充を求める要望書」を 2024 年 8 月 26 日付で政府へ、「地方消費者行政の充実・強化のため国の財政措置を求める要望書」を 2025 年 3 月 5 日付で衆議院議長ほか 6 名に対し、全国適格消費者団体等計 26 団体連名で提出しました。

絵画教室（美大受験予備校）への申し入れ活動

専門部会委員 弁護士 中 聖子

美大受験と絵画教室

今年5月、映画『かくかくしかじか』が公開されました。高校生の主人公が、美大進学をめざして絵画教室に通い、金沢美術工芸大学に合格して金沢で生活して・・・というお話です。大学受験のため主人公は絵画教室で超スバルタ指導を受けていました。

この映画の主人公と同じように美大に行きたい高校生は、絵画教室に通って受験対策をすることが多いそうです。あるとき、当会にこんな相談がありました。

当会に寄せられた相談

「子どもが高校2年の3月にある絵画教室に入った。受講料は1年分（約50万円）の一括払い、途中で教室を辞めても一切返金しないとの契約だったが、指導方針があわなくて3ヶ月もせずに別の絵画教室に移った。9ヶ月分の学費は契約どおり返金されないのか。（なお、子どもは移った先の絵画教室で力をつけ、無事第一志望の美大に受かった。）」

特定商取引法の対象？

こんな風に、高額な対価で、長期・継続的なサービスの提供をするという契約は、実際にサービスを受けてみないとそのサービスの質がわからない一方、業者側は契約時に一括で対価の支払をさせ中途解約でも返金しない、ということがあります。今回の相談のようなトラブルになりやすいです。

特にこれまでトラブルの多かった7つのサービス（エステ、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室）について、「特定商取引法」という法律で、業者側に様々な制限を課しています。例えば、中途解約時に業者側には一定の返金を義務付ける等です。

情報提供のあった絵画教室は 美大受験予備校＝学習塾

では、今回の相談のケースはどうでしょうか。法律で業者側が制限される「学習塾」は、「学校（幼稚園及び小学校を除く）の入学

試験に備えるため又は学校教育の補習のための学校（幼稚園及び大学を除く）の児童、生徒又は学生を対象とした学力の教授」であると定められています。

単に趣味の絵の技術を高める絵画教室は「学習塾」ではないのですが、今回の相談の絵画教室は、「美術大学受験に備えるための高校生を対象とした学力の教授」ですので、特定商取引法上の「学習塾」のど真ん中です。

そこで、この絵画教室に、一切返金しないとの契約条項など、特定商取引法に反した内容を改めるよう申し入れを行いました。

違法の自覚がない絵画教室経営者

ところが、この絵画教室の代表の方、自分が法律に反する経営をしているとの認識が全くなく、「何が問題？」との姿勢でした。1回目の申し入れでは、一切返金しないとの文言は削除してくれたものの、返金の際には手数料を取るなど、法律に反する内容がたくさん残っていました。2回目の申し入れをして、さらに電話で「弁護士等の専門家にご相談ください」とお願いして、ようやく法律に沿った対応をしてくれました。



他にもある受験対策の習いごと

絵画教室のうち美大受験対策、音楽教室のうち音大受験対策、プログラミング教室のうち高校の「情報」対策、これらは特定商取引法上の「学習塾」に該当している可能性が高く、契約の方法や内容について業者側に様々な制限がかけられていますが、経営者も消費者（保護者）も知らない方が多いのではないでしょうか。県内には、まだまだ特定商取引法違反の表示を平気でしている業者があると思われますので、引き続き当団体では申し入れ活動を行っていきます。ぜひ、消費者の皆様も当団体に情報提供をお願いいたします。



専門部会の人間に 聞いてみよう

2ページで申入れを行った経過を執筆していただいた専門部会委員の中聖子弁護士に消費者部会のメンバーがさらに詳しくお話を伺いました。

尾島：消費者はともかく、事業者がおかしいと思っていたことが驚きでした。

中：本ケースは、やりとりのスタート時点で、絵画教室の経営者は「何が問題なのか」という姿勢でした。遵法「意識」以前に法律の「知識」がないと感じました。

林：自分の絵画教室が学習塾であるという認識がなかったということですね。

青海：もともとは絵画教室だったが、美大に合格する人が増えてきたので、「美大受験校」と名乗るようになったのかもしれませんね。

中：東京などの大手美大受験対策予備校のサイトを調べたら、しっかり規約が整備されていて、クーリング・オフについても記載がありました。せめて他校のサイトを見ていればと思いますね。

尾島：契約後一切返金に応じないというのは、消費者契約法の平均的損害以上になりますから、特定商取引法（以下、特商法）の対象外でも消費者契約法で問題になりますね。

中：特商法の対象となる学習塾は高校生まで、浪人生の予備校は対象外。けれども消費者契約法の対象になるので平均的損害以上の支払いは問題になります。

中谷：絵画教室は学習塾ではなくても、なんらかの方法で規制されないのでしょうか。



中：業界団体で自主規制する仕組みもない状態ですね。他にもグレーなのは音楽教室など。吹奏楽などの部活の補充として上手になりたくて通っているのか、進学するため推薦をもらうために習っているかで異なります。

東：大学などで開催されている公務員試験対策講座や資格取得のための予備校は対象にならないのですか？

中：はい、あくまでも高校生までの進学や授業の補習塾が対象となります。

橋：例えば今回、経営者が学習塾ではないと言張ったらどうなるのでしょうか。

中：裁判で争うことになります。

東：個人経営でも大手の法人企業でも同じ法律が適用されるのでしょうか。

中：個人で「インストラクター」と名乗って家庭に教えに来っていても、本質が家庭教師だったら特商法の対象になります。個人も大手も関係なく事業の内容が対象になります。

青海：特商法の対象になっている7つの事業は過去に問題が多くあった事業ですよね。他にもグレーゾーンの業界はあると思いますが。



中：特商法の対象になる事業はまだまだ増えるのでは。業界団体と消費者庁でせめぎあっている状況だと思います。

中谷：おかしいと思っても、なかなか声を上げることは抵抗があります。

中：たとえ自分の支払ったお金が戻ってこなくても、その声の積み重ねが社会を変える一助になります。

林：以前は大学受験の滑り止めとして入学金と授業料を払っていました。

尾島：そうですね。実際に授業を受けていないのだからと、授業料が戻ってくるようになったのは、よい事例だと思います。「一切返金しない」など何か違和感があるなと感じたら、188への相談や当会に情報提供してほしいですね。

専門部会：中聖子

消費者部会：尾島恭子、林貴江、橋宏和、

東香代子、中谷純子、青海万里子

事務局：田西友恵



消費者教育担い手育成研修（高齢消費者等見守り）に参加して

特例認定 NPO 法人 日本 WEB3 推進協会 理事長 井出 いの出 豪ごう

令和 7 年 6 月 23 日、石川県庁 0101 会議室にて「消費者教育担い手育成研修（高齢消費者等見守り研修）」が開催されました。本研修は、地域における消費者被害の未然防止・早期発見を担う人材を育成することを目的に、市町職員、民生委員、消費者団体関係者などを対象に実施されました。当日は 3 つの講義が行われ、具体的かつ実践的な知見が提供されました。

講義①：「高齢者被害の実態と見守りの着眼点」

はじめに、北島正悟弁護士より「石川県高齢者被害防止見守りマニュアル」に基づき、近年の高齢者被害の傾向について解説がありました。屋根修理などの点検商法や損害保険のサポート詐欺が依然として多く、自分で確認しにくい箇所を狙われるケースが目立ちます。高齢者が被害に遭いやすい背景として「3K（お金・孤独・健康）」の問題が挙げられ、自覚のない被害や相談しづらい心理的障壁（恥ずかしさ、遠慮、自責）についても触れられました。地域での早期発見のためには「見慣れない荷物」「見知らぬ来訪者」などへの注意が大切であるとされ、実際に多いトラブルの類型と対応方法も学びました。

講義②：「特殊詐欺の現状と実践的な防止策」

次に、石川県生活環境部生活安全課交通防犯グループ豊島治主幹より、県内における特殊詐欺の現状と対策について報告がありました。令和 7 年に入り、県内でも被害件数が急増しており、高齢者の場合は特に「おれおれ詐欺」や「架空請求詐欺」



の注意が必要です。対策として、①確認（正しい番号にかけ直す）②相談（誰かに話して冷静になる）③対策（固定電話の撤去、詐欺防止機器の活用、海外発信の遮断）の 3 点が紹介されました。加えて、近年急増している



SNS を利用した投資詐欺やロマンス詐欺は、高齢者だけでなく若年層も含めた幅広い年代に被害が拡大していることが強調されました。

講義③：「見守りネットワークの制度と活用」

最後に、消費者支援ネットワークいしかわ青海万里子理事より「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の仕組みと今後の展望について紹介されました。この協議会は、認知症高齢者や障がい者など配慮を要する消費者を支援するため、既存の福祉ネットワークと、消費生活センターなど団体が連携し構築される制度です。消費者安全法に基づき、構成員は本人の同意がなくても、必要に応じて個人情報を共有し、消費者被害の早期対応に繋げることができます。石川県内では現在 7 市町に設置されており、今後の早期拡大の必要性を確認しました。

本研修を通じて、見守りの視点と具体的な対応策を学ぶとともに、地域全体で高齢者等を支える仕組みづくりの必要性を再認識する機会となりました。

編集後記

異常な暑さに見舞われた 2025 年の夏。1965 年には普及率がわずか 2.0% だったエアコン（内閣府「消費動向調査」）も、今では命を守る必需品に。暮らしの工夫も大きく変わりました。暑さ対策の商品もさまざま出ていますが、使用方法や体质によっては思わぬ健康被害につながることもあります。消費者被害にあわぬよう注意を払いながら、何かあったら情報提供をお願いします。

消費者部会長 尾島恭子 おじま きょうこ

当会は消費者被害の未然防止、拡大防止のために活動している団体で、会費と寄付によって運営しています。会員登録、寄付のご協力をお願いいたします。 URL: <https://csnet-ishikawa.com> TEL.076-254-6733